

# 四日市で暮らしてみませんか

【四日市市住み替え支援事業のご案内】

市外から四日市へ転入される子育て世帯に朗報！  
一戸建て中古空き家住宅への転居者に補助！

市内全域において  
中古空き家住宅を購入の方

## リフォーム補助

最大 **30** 万円

↓ しかも！親世帯と近居の方はそれぞれ上限額UP！ ↓

最大 **50** 万円に！

リフォーム補助利用者にはフラット35の金利優遇も!!

県外から転入の方は

最大 **100** 万円の

リフォーム補助制度もあります!!

※この制度は子育て世帯に限りません



12のモデル団地において  
中古住宅を賃貸の方

## 家賃補助

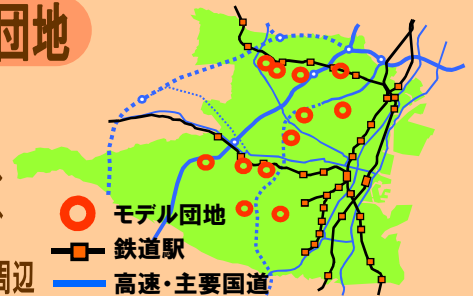
**最長3年度**

最大月額 **3** 万円

最大 **4** 万円に！

### 12のモデル団地




高花平、あさけが丘、  
笹川、坂部が丘、  
平津新町、桜台周辺、  
八千代台、三重周辺、  
三滝台、かわしま園、  
あかつき台、大谷台周辺



住まい探しには空き家バンクのご活用を！市HP  をクリック！



四日市の  
海から山

-  転勤やUターンなどで四日市に住むことを検討中の方はぜひ、住み替え支援事業をご活用ください!!
-  四日市市では、空き家バンクを開設しています！ぜひ、住まい探しの際にご活用ください!!
-  各制度の詳細は下記までお問い合わせを!!



【住み替え支援】 【空き家バンク】

#### ■お問い合わせ先

四日市市役所 都市整備部 都市計画課（市役所4階）

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8272 FAX 059-354-8404

Eメール: toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp

事業案内のURL

住替え支援事業

<http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001794/index.html>

空き家バンク

<http://www.city.yokkaichi.mie.jp//city-planning/akb/>

こにゅうどうくん



四日市市のゆるキャラ®です！

## 四日市市の住み替え支援事業の詳細

	(1)郊外住宅団地子育て世帯の住み替え支援事業		(2)子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション事業	(3)移住促進のための空き家リノベーション事業
	家賃補助	リフォーム補助	リフォーム補助	リフォーム補助
転入者の世帯要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯であること</li> <li>・世帯内に0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯</li> <li>○下記の要件を全て満たす<b>市外からの転入者(予定者)</b></li> <li>・転入日から3ヶ月以上が経過していない者</li> <li>・補助対象住宅に転入する直前に市外に1年以上居住していた者</li> <li>○世帯の構成員が市町村税を滞納していないこと</li> <li>○対象団地における地域活動に積極的に参加しようとする意思があること</li> <li>○暴力団員でないこと</li> <li>○当家賃・住宅リフォーム補助金の交付を受けたことがないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯であること</li> <li>・世帯内に0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯</li> <li>○下記の要件を全て満たす<b>市外からの転入者(予定者)</b></li> <li>・転入日から3ヶ月以上が経過していない者</li> <li>・補助対象の住宅に転入する直前に市外に1年以上居住していた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯であること</li> <li>・世帯内に0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯</li> <li>○下記の要件を全て満たす<b>市外からの転入者(予定者)</b></li> <li>・転入日から3ヶ月以上が経過していない者</li> <li>・補助対象の住宅に転入する直前に市外に1年以上居住していた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の要件を全て満たす<b>県外からの転入者(予定者)</b></li> <li>・転入日から6ヶ月以上が経過していない者</li> <li>・補助対象の住宅に転入する直前に県外に1年以上居住していた者</li> </ul>
住宅要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>賃貸借契約の締結等による中古賃貸住宅の入居(予定者)</b></li> <li>○生活保護など公的補助制度による家賃の補助を受けていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象の住宅に<b>3年以上定住</b>する意思があること。</li> <li>○<b>売買契約の締結等による中古住宅の所有(予定者)</b></li> <li>○補助金の交付申請年度内にリフォーム工事が完了すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯の構成員が市町村税を滞納していない、また暴力団員でないこと</li> <li>○地域活動に積極的に参加しようとする意思があること</li> <li>○<b>売買契約の締結等による空き家住宅又は空き建築物の所有(予定)者であること</b></li> <li>○(1)の住み替え支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと</li> <li>○補助対象の住宅に<b>3年以上定住</b>する意思があること。</li> <li>○補助金の交付申請年度内にリノベーション等が完了すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる<b>郊外住宅団地に存在する中古住宅</b> 【高花平、あさけが丘、笹川、坂部が丘、平津新町、桜台周辺(桜台、桜ヶ丘)、八千代台、三重周辺(三重、生桑美里が丘、尾平美里が丘)、三滝台、かわしま園、あかつき台、大谷台周辺(大谷台、みゆきが丘2丁目)、あがたが丘(家賃補助除く)】</li> <li>○建築から1年以上経過した<b>一戸建ての専用住宅又は併用住宅</b>で、現に居住し又は使用していたもの</li> </ul>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家賃から住宅手当を控除した額の<b>2分の1</b>に相当する額(千円未満切り捨て)。ただし、<b>3万円(親世帯と近居する者は4万円)を限度</b>とする。</li> <li>○転入日もしくは認定通知日のいずれかの遅い日の属する月(月途中の場合は翌月)から、申請年度から3年目の年度末までを限度とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象工事に要した費用の<b>3分の1</b>に相当する額(千円未満切り捨て)。ただし、<b>30万円(親世帯と近居する者は50万円)を限度</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象工事に要した費用の<b>3分の1</b>に相当する額(千円未満切り捨て)。ただし、<b>30万円(親世帯と近居する者は50万円)を限度</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象工事に要した費用の<b>3分の1</b>に相当する額(千円未満切り捨て)。ただし、<b>100万円を限度</b>とする。</li> </ul>
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金の交付対象となる<b>工事(補助対象工事)に要する費用が30万円以上</b>であることとする。ただし、次に掲げる工事は、補助対象工事としない。</li> <li>(1)建物でない外構工事 (2)容易に取り外しができるものを設置する工事</li> <li>(3)建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事</li> <li>(4)他の公的補助金、利子補給、介護保険から支給される工事 等</li> </ul>			
施工業者	—		○ <b>県内に本店、支店、営業所を有する建設業者</b>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>リフォーム補助は工事着手前に申請手続きが必要</b>となります。</li> <li>○他の補助制度の補助対象工事と区別できる場合はそれぞれに申請を行うことができます。</li> <li>○補助金の資格要件を喪失したときや、補助事業に関する申請、報告等について不正な行為があったとき、転勤などを除く自己の都合により入居日から起算して<b>3年以内に補助対象住宅から転居したとき(家賃補助は除く)</b>などは、<b>補助金の決定の取り消しや返還</b>を命じます。</li> </ul>			